

令和7年度 「福祉のまちづくり支援事業」実施要綱

1. 目 的

この事業は、地域福祉の向上を目的とする地域住民主体の小地域福祉活動を支援することにより、誰もが孤立することなく、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくことができる「福祉のまちづくり」を推進していくことを目的としています。

2. 事業名称 : 福祉のまちづくり支援事業

3. 実施主体 : 社会福祉法人 東松島市社会福祉協議会

4. 対 象 : 東松島市社会福祉協議会の支部 (従来の行政区単位で会費を納入いただき、その単位で事業を実施する支部については、従来の行政区ごとの申請も可能です。)

5. 実施期間 : 令和7年4月1日から令和8年3月31日

6. 事業内容 : 地域住民が一体となり、地域福祉の向上を目的とする事業 (例) 敬老会・区民の集い・子ども会助成・災害対応備蓄品整備 等

7. 申請方法等

(1) 申請総額の上限額は、会費納入実績の20% となります。

(2) 申請数は、1支部につき3プランまでとします。

※従来の行政区単位での申請の場合は、申請者ごとに3プランまでとします。

(3) 申請の手続き

①申請に必要な書類

「福祉のまちづくり支援事業申請書」(様式1)

②申請期限 令和7年10月31日(金)

※申請前に事業が終了していても助成の対象となります。

③申請先 東松島市社会福祉協議会 経営管理課

※実施要綱、事業申請書、事業報告書は東松島市社会福祉協議会のホームページからもダウンロードできます。<http://www.hmfukushi.jp/index.html>

(4) 申請書受理審査後、申請者宛てに助成決定を通知します。

8. 事業終了後、下記の通り報告書を提出してください。

①報告書 「福祉のまちづくり支援事業報告書」(様式2)

②報告期限 令和8年4月10日(金)

【お問い合わせ先】

社会福祉法人東松島市社会福祉協議会 経営管理課

〒981-0504 東松島市矢本字大溜 81 番

TEL 83-2851 FAX 83-4561